省　令

○農林水産省令第八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のウの表中

「モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80	―	30	30	」を
「モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80	―	30	30	30	」に

改め、同ウの注1中「3月以内の牛用飼料」の次に「（モネンシンナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。）」を加える。

別表第1の1の(5)のイ中(ロ)を(ヲ)とし、(ヘ)の次に次のように加える。

(ト)　モネンシンナトリウムを含む牛用の ほ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

1　生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。

2　新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

別表第2の8の(106)のアの(ア)中「15.0%」を「20.0%」に、「粗繊維　10.0%以下」を「粗繊維　20.0%以下」に改め、同アの(イ)中「分離した固形物を」を「分離した固形物に必要に応じてソイビーンミルランを加え、」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第六百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表綿半テクノス株式会社の項中「溶接」の下に「、鉄工」を加える。

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社シルベック	東京都荒川区西尾久七丁目十六番七号	めっき
株式会社鈴木水産	神奈川県三浦市南下浦町菊名七百五十一番地十	非加熱性水産加工食品製造業
株式会社ニッパ	静岡県磐田市川袋千五百五十番地	仕上げ、機械保全

○法務省告示第六百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

大成工業株式会社	愛知県名古屋市天白区島田一丁目千六番地	機械加工

○法務省告示第六百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社さえき	東京都国立市西一丁目十一番地の六	惣菜製造業

○法務省告示第六百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号を次のように改める。

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名　称	所在地	実習内容
プリマハム株式会社	東京都品川区東大井三丁目十七番四号	ハム・ソーセージ・ベーコン製造

ロ　イ以外の実習実施機関

名　称	所在地	実習内容
株式会社サンショク	三重県伊賀市西明寺二千八百七十番地	ハム・ソーセージ・ベーコン製造

○法務省告示第六百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

いわき小名浜菜園株式会社	福島県いわき市小名浜住吉字入海三番地一	耕種農業